



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
生活保護法による施術者の指定(五一六・福祉政策課)……………	1
平成十七年度毒物劇物取扱者試験の実施(五一七・医務薬事課)……………	1
漁船損害等補償法による加入区の指定(五一八・水産漁港課)……………	2
道路区域の変更及び供用開始(五一九・道路課)……………	3
証紙売りさばきの廃止の届出(五二〇・会計課)……………	4
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………	4

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	5
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………	5
市町村営土地改良事業の施行の同意(山本地域振興局農林部)……………	5
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	5
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………	5
人事委員会規則……………	5
人事委員会規則一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………	5
人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………	5
監査委員公告……………	5
監査の結果に基づき講じた措置の公表(一九)……………	6

## 告 示

秋田県告示第五百十六号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年五月三十一日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業務の種類	指 定 年 月 日
大信田 伊津子	大仙市太田町東今泉字吉本木百八十一	大信田鍼灸院	大仙市太田町横沢山道南八十一	あん摩マツ サージ指圧	平成十七年四月一日

### 秋田県告示第五百十七号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の規定により、次のとおり平成十七年度毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号。以下「規則」という。)第八条の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所
- (一) 日時  
平成十七年九月一日(木)午後一時三十分から午後四時まで
- (二) 場所  
秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎八階大会議室
- 二 試験の種類
- (一) 一般毒物劇物取扱者試験

(三) 農業用品目毒物劇物取扱者試験  
 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

- (一) 筆記試験
  - (1) 毒物及び劇物に関する法規
  - (2) 基礎化学
  - (3) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵法その他取扱方法
- (二) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書 二部
- (二) 添付書類
  - (1) 戸籍抄本又は住民票の抄本 一通
  - (2) 写真（受験願書提出前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦九センチメートル横六・五センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）一枚

五 受験願書用紙の交付及び受験願書の受付

- (一) 期間
  - 日曜日及び土曜日を除き、平成十七年六月六日（月）から同月三十日（木）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- (二) 場所
  - 郵送による受付の場合は、締切日までの消印のあるもの限り受け付ける。

六 受験手数料

- (一) 額
  - 一万五百円
- (二) 納付方法
  - 受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

七 合格の発表

平成十七年九月中旬に県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

八 受験についての問い合わせ先  
 健康福祉部医薬事課薬務班（電話〇一八 八六〇 一四〇七）

秋田県告示第五百十八号  
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条第一項の規定により、次のとおり加入区を指定し、平成十七年五月三十一日から施行する。  
 同日前に施行された漁船損害等補償法による加入区の指定に関する告示は、廃止する。

平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田 典城

加入区の名称	加入区の区域
八森町加入区	山本郡八森町の区域
峰浜村加入区	山本郡峰浜村の区域
能代市加入区	能代市の区域
八竜町加入区	山本郡八竜町の区域
野石加入区	男鹿市野石の区域
北浦港加入区	男鹿市北浦相川、北浦北浦、北浦野村、北浦湯本及び男鹿中浜間口の区域
五里合加入区	男鹿市五里合神谷、五里合琴川、五里合鮎川、五里合中石及び五里合箱井の区域
富加入区	男鹿市北浦西黒沢及び北浦入道崎の区域
戸賀加入区	男鹿市戸賀加茂青砂、戸賀塩浜、戸賀戸賀及び戸賀浜塩谷の区域
脇本加入区	男鹿市脇本浦田、脇本田谷沢、脇本樽沢、脇本富永、脇本

船川港加入区	百川及び脇本脇本の区域
船越加入区	男鹿市船川港女川、船川港金川、船川港小浜、船川港双六、船川港台島、船川港椿、船川港仁井山、船川港比詰、船川港船川、船川港本山門前、船川港増川及び船川港南平沢の区域
天王加入区	男鹿市船越の区域
秋田市北加入区	潟上市天王のうち字羽立、字中羽立及び字塩口を除く区域
秋田市南加入区	秋田市のうち浜田、下浜及び新屋を除く区域
岩城加入区	秋田市浜田、下浜及び新屋の区域
本荘加入区	由利本荘市赤田、赤沼下、赤沼下道、赤沼町、芦川、油小路、鮎瀬、荒町、蟻山、石脇、和泉町、一番堰、井戸尻、岩測下、後町、内黒瀬、内越、埋田、裏尾崎町、上野、円正脇屋町、尾崎、表尾崎町、親川、鍛冶町、片町、金山、上大野、上横町、烏川、川口、瓦谷地、観音町、観音森、北裏地、北ノ股、狐森、給人町、切通、葛法、下地ヶ沢、小人町、小防ヶ沢、御門、御門ノ内、今野谷地、肴町、桜小路、笹道、砂糖畑、三条、下大野、下川原中島、新組町、神沢、陳場袋、巢組、砂子下、瀬越場、千刈、雪車町、滝ノ沢、館、館前、蓼沼、谷山小路、田町、玉ノ池、調練場、土谷、堤脇、鶴沼、出戸上野、出戸町、寺後、二十六木、鳥田目、中野町、中町、中横町、中梵天、西大鍛町、西小人町、西梵天、二番堰、濡浜北、畑谷、八幡下、花畑町、花畑町一丁目、花畑町二丁目、花畑町三丁目、花畑町四丁

西目町加入区	目、浜ノ町、浜三川、東大鍛町、東梵天、東町、日役町、福山、藤崎、船岡、船ヶ台、不戻沢、古川端、古雪町、本田仲町、梵天谷地、松街道、松ヶ崎、万願寺、美倉町、水林、南ノ股、湊岸、宮内、宮沢、柳生、薬師堂、谷地町、山内、山田、湯沢及び獵師町の区域
仁賀保町加入区	由利本荘市西目町海士剥、西目町出戸、西目町西目及び西目町沼田の区域
金浦町加入区	由利郡仁賀保町の区域
象潟町加入区	由利郡金浦町の区域
鹿渡湖面加入区	由利郡象潟町の区域
八郎潟町加入区	山本郡山本町森岳字二ツ森並びに同郡琴丘町鹿渡及び鯉川の区域
八郎湖南加入区	南秋田郡八郎潟町の区域
昭和加入区	南秋田郡五城目町大川、同郡井川町今戸及び浜井川並びに潟上市飯田川下蛇川、飯田川和田妹川、飯田川金山及び飯田川飯塚の区域
天王湖面加入区	潟上市昭和大久保の区域
八郎西部加入区	潟上市天王字羽立、字中羽立及び字塩口並びに天王大崎の区域
	男鹿市鶴木、角間崎、福川、福米沢、払戸、本内及び松木沢の区域

秋田県告示第五百十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧						
				仁賀保矢鳥館合線	由利郡仁賀保町院内字滝尻二番一六地先から字赤坂沢二番一六まで		三三・〇〇〇〇〜八四・〇〇〇	〇・二六五
				仁賀保矢鳥館合線	〃		三三・〇〇〇〇〜八四・〇〇〇	〇・二六五

- 二 供用開始の期日 平成十七年五月三十一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成十七年五月三十一日から同年六月十三日まで

秋田県告示第五百二十号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、  
証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があつたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止した者の事務所の所在地及び名称

秋田市河辺神内字堂坂二番地の一 株式会社 秋田県食肉流通公社

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、  
同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日  
平成十七年四月二十八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東海林太郎伝承会
  - 三 代表者の氏名  
秋元 辰 二
  - 四 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市大町三丁目一番一号
  - 五 従たる事務所の所在地  
秋田県秋田市大町二丁目一番一号
  - 六 定款に記載された目的  
この法人は、国民的歌手東海林太郎の人間性と音楽を伝承し、地域振興に関わる事業を行い、もつて地域貢献に寄与することを目的とする。
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北秋田郡比内町土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
- 平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
北秋田郡比内町笹館字羽立九十三番地 藤原 芳美
- 二 就任理事の住所及び氏名  
北秋田郡比内町中野字五日市袋五十一番地 小松 多治兵衛
- 三 就任理事の住所及び氏名  
北秋田郡比内町中野字五日市袋五十一番地 菅原 清吉

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、琴丘土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 退任監事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町荷上場字館ノ下山根十七番地の一

字町館二百三十四番地

伊藤誠悦 高橋勝

二 就任監事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町荷上場字館ノ下山根十七番地の一

字鍋良子二十七番地の五

伊藤誠悦 伊藤英雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 山本郡藤里町藤琴土地改良区

認可年月日 平成十七年五月二十四日

二 峰浜村大沢土地改良区

認可年月日 平成十七年五月二十四日

三 山本郡二ツ井町切石土地改良区

認可年月日 平成十七年五月二十四日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、山本町から協議があつた土地改良事業（山本地区むらづくり交付金事業）の施行について、平成十七年五月二十三日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年五月二十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年五月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年五月三十一日

秋田県知事 寺田典城

人事委員会規則

人事委員会規則一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年五月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一教育庁（本庁）の項中「政策監」を「政策監 総合調整主幹」に改め、同表人事委員会事務局の項中「事務局次長」を「事務局次長」に改め、同表監査委員事務局の項中「事務局次長」を「首席監査監」に改め、同表労働委員会事務局の項中「事務局長 事務局次長」を「事務局次長」に、「総務班」を「総務・審査班」に改め、同表の備考中「及び」監査・総務班」を「監査・総務班」及び「総務・審査班」に改める。

別表第三教育庁の地方機関等埋蔵文化財センターの項の次に次のように加える。

スポーツ科学センター

所長 副所長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年五月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一鹿角市の項を削り、同表大館市の項の次に次のように加える。

男 鹿 市	
<b>機 出</b> <b>関 先</b>	<b>本 庁</b>
市民病院 男鹿みなと 体育館 図書館 市民文化会館 公民館 市民ふれあいプラザ 幼稚園 総合支所	議会事務局 市長部局 教育委員会 事務局 農業委員会 選挙管理委員会 選挙事務局長 監査委員事務局 局長、副事務局長
看護師長、技師長、事務局長、調長、主幹、庶 院長、副院長、部長、科長、医長、薬師長、総 館長 館長 館長 館長 館長 館長 園長 支所長、課長、主幹	局長、次長 部長、局長、課長、主幹、企画政策課において 秘書の事務を担当する課長補佐、係長及び主査 総務課長補佐、財政課長補佐、総務文書係長、 職員係長、財政係長 課長、主幹 教育長、教育次長、課長、主幹 局長、副事務局長 局長、副事務局長

鹿 角 市	
<b>機 出</b> <b>関 先</b>	<b>本 庁</b>
保健センター 福祉事務所 中央公民館 図書館	議会事務局 市長部局 収入役室 選挙管理委員会事務局 教育局 農業委員会事務局 事務局 監査委員事務局 局長
局長 局長 館長 館長	局長、次長 部長、次長、課長、参事、総務課において秘書、 人事、給与、服務、福利厚生、職員団体、庁舎 管理、法令審査又は行政考査の事務を担当する 班長及び主査、財政課において予算の事務を担 当する班長及び主査 会計課長 局長 教育長、次長、課長、学事指導主幹

別表第一羽後町本庁の項中「町長部局」課長を「町長部局」課長、主席参事に改め、同表羽後町出先機関の項中「支所」支所長を削る。

監 査 委 員 公 告

監査結果公告第19号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。



平成17年5月31日

秋田県監査委員 安 正 義  
 秋田県監査委員 菅 原 龍 典  
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎  
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫  
 16財 822  
 平成17年5月20日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成17年3月8日付け監委 926で通知のありましたことについて、別紙のとおり提出します。

課 所 名	建 築 住 宅 課	課 所 名	建 築 住 宅 課
改善・検討事項等		措 置 状 況	
1 県営住宅の整備について	1	1	(2)
(2) 公営住宅等の供給計画と需要予測	県営住宅の供給にあたっては、市町村の既設住宅の現状や今後の整備計画などを十分踏まえ、後期五箇年計画やストック活用計画に検証を加えるなどの対応が望ましい。	(2) 県営住宅の供給については、秋田県公営住宅ストック総合活用計画で、県内における公営住宅の需要予測を行っているが、県と市町村とでどのような役割分担で整備していくのか、今後、本計画を見直し、財政状況等も含め市町村と協議していくこととしております。	(3) 県営住宅の建替にあたり、用途廃止等により生じた減少分を充足し、県と市町村とで公営住宅に対する高いニーズに対応した責任を果たす必要があるものと考えております。
(3) 県営住宅の建替等	建替えにあたっては、これまでの用途廃止や建替えによって生じた減少分を充足する必要があるのか、既存の土地の有効利用を考え、既存団地の建替えで対応すべきかなど、コ	(3) 県営住宅の建替にあたり、用途廃止等により生じた減少分を充足し、県と市町村とで公営住宅に対する高いニーズに対応した責任を果たす必要があるものと考えております。	

ストの検証を十分に行い、これまで以上にストツクの有効活用に重点を置き、年次的な整備プログラムを立てる必要がある。

(4) 市町村との連携

これまで県営住宅が担ってきた市町村の補完的役割や県としての先導的役割、広域的需要に対する役割について、今後、具体的な基準を明確にするとともに、既存団地の市町村への移譲も含め、新たな連携を図ることが望まれる。

2 県営住宅の管理運営について

外部委託の導入に当たっては、直営との経費比較が必要であり、コストの大部分を占める人件費について、職員の業務内容から従事時間数を簡易に把握できる合理的な測定方法について、早急に検討する必要がある。

入居中や退居時の修繕費については、民間賃貸住宅の費用区分や他県の修繕基準を参考として実務的な修繕基準を作成する必要がある。

また、既存ストツクの有効活用を図るため、コストを含め団地ごとに最適な活用策を検討し、整備計画を立てることとしております。

(4)

県として、住宅に困窮する低所得者層を対象とした住宅のセーフティネット構築のため、市町村の補完的役割等は必要と考えております。

また、市町村への県営住宅の移譲を含め、公営住宅のあり方について、引き続き市町村と協議を進めていくこととしております。

2

直営で管理している県営住宅への外部委託の導入時には、職員人件費を算定する必要があるが、算定方法については過去に行った構造改善事業及び行政コスト計算を参考にしながら検討してまいります。

県営住宅の維持管理業務を円滑に推進するため、国土交通省住宅局発行の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(改訂版)」を踏まえ、退去時における入居者負担基準を平成16年度末に策定し、今年度から適用しております。

また、入居中の修繕については、実務上特段の問題はないことから、新しく入居者費用負担基準を策定する必要はないものと考えて

おります。

団地内施設管理は従来から団地自治会で円滑に行われるように自治会等を支援してきており、これからの高齢社会を向えますます自治会のリーダーシップによるところが大きいことから、今後とも引き続き自治会への支援を継続してまいります。

(1) 平成17年4月1日付で、大館市と借受契約を締結いたしました。

(1) 県営住宅の管理  
獅子ヶ森住宅用地の借受契約書類を確認できなかったので、借受先の大館市と協議のうえ適切に処理する必要があります。

(2) 県営住宅の入居状況及び空き家解消対策  
長期空き家となっている吉沢住宅については、住環境の向上を先導する県の役割として、市への移譲も視野に入れさらなる対策を検討することが望ましい。

(2) 吉沢住宅については、新規受け入れのための修繕を実施し入居希望に添えてきたところであります。今後、入居案内等について横手市と連携を深め、団地全体として入居希望に添えていくこととしております。  
なお、市への移譲については継続して検討することとしております。

(3) 入居者の募集及び選考方法  
入居希望者を随時受け付けし、登録順に入居させる方法は、生活困窮者の優先入居や入居決定の遅延など公平性や行政サービスの迅速性の観点から問題があるので運用を改善する必要があります。

(3) 秋田地域振興局以外の住宅についても、今年度から抽選方式で選考することとし、優先入居については、住宅の設備、設置形態等を考慮し、導入に向けて検討してまいります。

(4) 収入超過者への対応  
長期にわたって収入超過者が入居し続けることは、真に住宅に困窮している者から入居の機会を奪うことでもあり、県営住宅の趣旨を十分説明し、自主的な退去を積極的に求めていく必要がある。

(5) 県営住宅使用料未収金の解消  
長期に渡る滞納については、現状を正確に把握したうえで、速やかに法的措置や不能欠損などの手続きを講ずるとともに、要綱等の効果的な実施により新たな長期滞納者が生じないようにする必要があります。

(6) 駐車場の管理  
公有財産の私的使用に対しては、応分の負担を課すべきであり、使用料を徴収していない団地については、運用方法を検討し、改善する必要がある。

(7) (財)秋田県建築住宅センターに委託している管理業務  
財務関係諸帳簿の検査確認が十分行われていないので改善すること。

(4) 従来から収入超過者に対しては、住宅の明渡努力義務がある旨を通知するとともに、家賃に加算額を課し、自主的な退去を促してきました。今年度からこれらに加え、収入超過者制度について詳細なチラシを送付し、自主退去の促進に努めております。

(5) 県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により督促を行い、滞納者本人はもとより、滞納期間が長期にわたる者については、連帯保証人に催告するなど、早期に滞納を解消するように努めています。また、納入について誠意のない滞納者に対しては、法的措置を講じており、今後とも一層の回収に努めてまいります。

(6) 県営住宅には市町営住宅と併設された団地があり、併設団地については市町営住宅とのバランスを考慮し対応してきたところであります。  
駐車場使用料については、今後の併設団地の管理方法も考慮に入れながら検討してまいります。

(7) 平成17年2月1日に収納委託契約を締結し、同日、全入居者へ委託した旨を通知しました。また、財務関係諸帳簿の検査確認については、適正に検



収納事務の私人委託を行って  
いるが、納入義務者にその旨通  
知されておらず、さらに委託契  
約書類の確認ができなかったの  
で、適切な処理を行うよう改善  
すること。

3 確認を行うように改善いたしまし  
た。

高齢化対応、既存スツクの活用、コ  
スト縮減、民間活力の活用等の課題に  
適切に対応した施策を推進してまいり  
ます。

(8) 高齢者、身体障害者、母子世帯  
への対応

最近建替えられた団地以外で  
は、ほとんどバリアフリー化が  
進んでいないので、今後より積  
極的な取り組みが望まれる。

(8)

既存スツクを有効活用する観  
点から、バリアフリー化等につい  
て、計画的に改修を進めておりま  
す。

入居者の生活支援について  
は、福祉事業所管課や市町村と  
の連携を密にし、きめ細かに対  
応することが望まれる。

団地内では、入居者の高齢化及  
び障害者、母子等入居世帯の多様  
化が進み、今後ますます福祉所管  
課等関係主体との連携が大切にな  
ると認識しております。今後とも  
関係主体との連携を密にし対応し  
てまいります。

3 結び

これまでの建設中心の政策から、市  
町村との連携、スツクの有効活用、  
借り上げ方式とのコスト比較や家賃援  
助による民間借家の積極的活用を国に  
提言するなど、幅広い選択肢の中  
からより経済性に優れた施策を選択し柔軟  
に推進することが望まれる。

3

公営住宅は、住宅に困窮する低所得  
者に対し低廉な家賃で供給すること  
が目的となっております。

その中で、県営住宅の供給にあたっ  
ては、従前の直接供給だけでなく、民  
間が建設した後で県が買い取る方式な  
ど民間活力を活用した供給方法を検討  
しております。

今後の県営住宅の供給・整備にあた  
っても、施策の目的を十分に踏まえ、

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄